

### 法の日週間

### 今月7日まで

10月1日から7日までの1週間は法の日週間として、国を挙げて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための週間です。

この週間中、全国各地で講演会や座談会など、多彩な行事が行われる予定です。

みなさんもこの機会に、法についての自覚と知識を新たにさせてはいかがでしょうか。

### ご存知ですか

### 検察審査会

「交通事故、詐欺、おどしなど、犯罪の被害にあったのに、検察官が犯人を裁判にかけてくれない。

そういう不満のある人のために、検察審査会があります。

相談や申立てについての費用は一切無料で、秘密はかたく守られます。

不起訴処分に不満のある方は、八日市場検察審査会(04797-2-1300)へご相談ください。

## 統制小作料が

## 9月30日で期限切れ

昭和四十五年の農地法の一部改正により、統制小作料が廃止されて、それ以後の小作契約については、当事者間の協議により小作料が決定されることになりました。

しかし、昭和四十四年以前の小作契約については、なお十年間従来の統制小作料を適用することとされていますが、この九月三十日をもって期限切れとなり、すべて標準小作料を参考にして、当事者間の協議により、小作料が決定されることになりました。

### 横芝町標準小作料 10アール当り

農地の区分	小作料の標準額	区分
田の部 A	27,000円	木戸台(C地区の字を除く)・小堤・寺方・曾根合・於幾・坂田・取立・長倉(C地区の字を除く)・姥山(C地区の字を除く)・遠山・中台(C地区の字を除く)・牛能・谷台・古川・両国新田、横芝。
B	26,000円	栗山・鳥喰新田・鳥喰上・鳥喰下・屋形・新島・北清水(鳥喰は沼を除く)
C	23,500円	坂田池(D地区の字を除く)・木戸台のうち字里根・井戸之下・仲谷・後谷・谷田部・長倉のうち字洞口後田・姥山のうち字東野中・下柳谷・中台のうち字下大井戸・鳥喰沼。
D	21,000円	坂田池のうち字溜池
畑の部 A	15,000円	横芝上界地区
B	13,000円	大総地区

(注) この標準小作料は来年改訂予定があります。

知おきください。  
くわしくは、農業委員会(二一  
一一一内線52)へおたずねくだ  
さい。

## 消費者の要望を!

## 商工会へどうぞ

町商工会も、今年で満二十歳の成人となりました。これを機会に商工会では、よりよい商店街づくりのための、消費者のみなさまの率直なご意見、ご要望をお待ちしています。

え、商工会までお寄せください。なお、採用させていただいた方には、記念品を差し上げます。くわしくは、商工会(二一〇四三四)までお問い合わせください。

原稿用紙二枚程度にお書きのう

## 家庭と子どもの しあわせに

### 〈児童手当〉

児童が、心身ともにすこやかに成長することは、国民すべての願いであり、家庭と社会がとらどもに、児童の健全な育成に努めることが望まれます。

この制度は、国、都道府県、市町村と事業主が費用を持ちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することによって、家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成、資質向上を図ることを目的としています。

### 〈受給資格〉

児童手当は、日本国内に住所があ

る日本国民が、次の要件にあてはまっているときに支給されます。

☆ 18歳未満の児童を3人以上養育しており、そのうちの1人以上が義務教育終了前の児童であること。

なお、児童については、自分の子どもである必要はなく、その子を養育していれば、受給要件を満たすことになります。

☆ その人の前年(1月から5月までの月分の児童手当については前々年の)収入が、一定の額(たとえば、給与所得者については、6人世帯の場合497万円)に満たないこと。

◎くわしくは、役場福祉係(2-11 11内線47)までどうぞ。